

議案第 3 1 号

瑞穂町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

分掌事務の変更に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

瑞穂町地域公共交通会議条例（令和元年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「企画部」を「都市整備部」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町地域公共交通会議条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 交通会議の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。</p> <p>第10条及び第11条 略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 交通会議の庶務は、<u>企画部</u>において処理する。</p> <p>第10条及び第11条 略</p>